



the most beautiful
villages
in japan

「日本で最も美しい村」連合

日本で最も美しい村 東白川村
次世代に繋ぐ地域の絆、再生する村づくり



東白川村議会活動情報紙

くらしと議会



表紙写真：東京陳情の様子 ※写真撮影のため、マスクを外しています。

No.177

2022.2.15

年4回発行
定例議会毎

第4回定例会

02 12月定例会／補正・条例・その他 11月臨時会

03 一般質問

03 来年度の体制と予算編成について ～ 今井美道 議員

04 みまもりのわ事業について ～ 今井美和 議員

05 新型コロナウイルスワクチン3回目接種関連質問 ～ 安江健二 議員

06 獣害対策について ～ 安保泰男 議員

07 東白川村のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進状況について ～ 桂川一喜 議員

08 議会のあしあと 議員のひとこと

人口 2,132 人

〔令和4年2月1日現在〕

発行：東白川村議会 編集：議会報編集委員会

〒509-1302 岐阜県加茂郡東白川村神土 548 番地 ☎ 0574-78-3111 <https://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/>

令和三年第四回定例会を開催

令和三年第四回定例会は、十二月十日に開催されました。

議案等は、東白川村過疎地域持続発展計画の策定、条例改正三件、補正予算五件を審議し、それぞれ可決し同日閉会しました。

令和三年第二回臨時会を開催

◆議決

①東白川村過疎地域持続的発展計画の策定について

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの五年間を計画期間とし、十二項目からなる計画について議決しました。

◆条例改正

①東白川村空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について

東白川村個人情報保護条例が制定されたことを受け、関連する条項を改正しました。

②東白川村公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について

東白川村個人情報保護条例

例が制定されたことを受け、関連する条項を改正しました。

③東白川村民健康保険条例の一部を改正する条例について

出産育児一時金の額を四十万八千円に引き上げました。

◆補正予算

①一般会計補正予算（第六号）

補正額七千六百七十六万七千円増額

ふるさと思いやり基金積立金千二百四万円、行政情報化推進費百三万四千円、

カーブミラー修繕工事四十九万円、CATV機器管理運営費五百四十六万八千

円、感染症防止協力金事業二十七万円、白川茶新茶販

売促進事業△二百七十万三千円、社会福祉協議会補助金四百万円、子育て世帯臨時特別給付金事業千三百二十一万九千円、新型コロナウィルスワクチン接種体制

確保事業六百十八万円、基金活用農用地等修繕工事二百八十万円、イベント支援事業△二百八十万円、地域活性化対策事業百二十六万

一千円、フォレストスタイル事業百万円、道路橋梁維持事業十五万九千円、災害対策費二百十三万八千円、はなのき会館管理費五十九万九千円、河川災害復旧事業六百八十万円他。

②国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

補正額十八万四千円増額
一般被保険者保険料還付金十二万七千円、保健給付

費等交付金償還金一万三千円他。

③介護保険特別会計補正予算（第二号）

補正額〇円
決算見込み額に合わせて予算の組み替えを行いました。

④簡易水道特別会計補正予算（第四号）

補正額二十八万四千円増額
職員特殊旅費二十八万四千円。

⑤国保診療所特別会計補正予算（第四号）

補正額二百六十六万四千円増額
総務一般管理事業百十八万二千円、医療事業百二十

万三千円、介護事業六万五千円、基金積立金十万円他。

◆専決補正予算

①一般会計補正予算（第四号）

補正額二千二百六十七万三千円増額

新型コロナウィルスワクチン接種体制確保事業百二十七万三千円、簡易水道特別会計繰出金（運営費分）二百五十万円、作業道維持修繕工

事八百万円、農地・農業用施設災害復旧事業二百万円、村単道路災害復旧工事五百四十万円、村単河川災害復旧工事三百五十万円。

②簡易水道特別会計補正予算（第三号）

◆補正予算

①一般会計補正予算（第五号）

補正額八百万四千円増額
【新型コロナ】フォレスト

スタイル契約成立キャンペーン五百万円、せせらぎ荘屋根・雨樋修繕工事二百二十八万円、学校開放施設管理費七十二万四千円、他新型コロナウィルス感染症対策事業、保育環境改善等事業、道路橋梁維持事業の財源補

正。

一般質問 (今井美道議員)



・来年度の体制と予算編成について

第四回定例会で、五人の議員から村政全般についての質問が行われました。

Q・来年度の体制と予算編成について。

今後は、コロナと共生の生活を築いていかなくはなりません。村民の生活様式もですが、自治会、各種団体、村主催の行事やイベント等の今後を見据えた施策が望まれます。来年度の体制、予算編成について伺います。

A・予算編成方針では十六項目を指示いたしました。(村長)

令和四年度の予算編成方針では十六項目を指示いたしました。

- ①第六次総合計画の策定
- ②財政規律の維持
- ③新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底的な実施とコロナと共生する社会活動、経済活動の実現
- ④働き方改革の推進
- ⑤システム等の事業費の第三者チェックを行う体制の整備
- ⑥消防団員の待遇改善と適正整備計画の策定
- ⑦集落支援制度を活用した自治会活動と営農活動

の支援

- ⑧移住・定住促進事業の促進、NPOの活動促進
- ⑨テレワーク事業の事業化
- ⑩こもれびの里再開発事業の支援

- ⑪自治体のDX(デジタルトランスフォーメーション)体制の整備
- ⑫茶産地構造改革事業の推進

- ⑬第三セクターの経営支援
- ⑭社会福祉協議会の改革

- ⑮保育園、小学校、中学校の連携強化、将来計画の検討

- ⑯子育て支援の改革

これらの事業は重要度の順番ではなく、どれも欠かせない重要事項として

います。役場の各課で十分検討とヒアリングを行い、絞り込んで予算総額をまとめ、予算計画を立てていきたいと考えています。

Q・各種行事・イベントについて。

A・コロナ禍であっても開催できるよう準備を進めています。(村長)

三回目も休むとなる

と、意欲も失われてくる

ことも考えられ、令和四年度のつちのこフェスタについては、コロナ禍であっても開催できるように準備を進めています。同様に全ての事業について継続という指示を出しています。

Q・村の財政状況について。

東白川村は岐阜県内で

財政力指数が低いこと、自主財源比率が低いこと、交付税の減額が見込まれていることなどの財

源の問題に加えて、実質公債費比率については上昇が見込まれています。

今後の予算全体を来年度以降、どのように考えているのか伺います。

A・公債費比率の上昇は、投資的事業の結果であり、村民の生活が充実した結果と考えています。(村長)

財政力が低い自治体向けに財政を支援する仕組みが国において幾つも用意をされています。中でも当村にとって大きな恩恵のある制度が過疎対策

債です。返済時に七十%

を国が補填してくれるという制度です。毎年三億円程度の過疎対策債を利用しています。地方自治体の予算に占める公債費の割合を示す公債費比率が上昇したことは、村民生活の現状維持によつて

上昇したものではなく、診療所の建設、インターネット環境整備といった生活の質の向上という投資的事業の結果と考えています。想定をしながらも、国や県の示す基準を超えない、財政運営を考えています。今後はハード型の投資が一段落しておりありますので、より豊かな生活を送っていただくためのソフト型の事業を積み上げていきたいと思っています。

現在、大きな課題としては、生活に必要な交通手段の確保、農地の保全や新しい活用手段など、住民の皆さんの声を聞き政策を検討していきたいと思っています。

予算編成の上で基本的

に守るべきとしたところは、村債については、その年度の返済以上に借らないことを原則としています。また、財政調整基金は予算編成の段階では予算の弾力性を保つために、令和四年度も一億円の繰入れを計画していますが、昨年度はこれが繰入れなしで決算をするこ

とができています。そして令和三年度も見通しでは一億二千万円を繰り入れずに決算となることを見込んでいます。

財政調整基金の八億円という規模、これは我々の人口規模や行財政規模では適正な規模と考えていまして、これを維持していくのが一番大事なことと思っています。

第六次総合計画策定の中にあって、多くの課題や提言もいただいております。これから職員とともに知恵と汗を流しながら、村民の皆様の期待に応えてまいりたいと考えています。

一般質問 (今井美和議員)



・みまもりのわ事業について

Q・活動内容について。

高齢者に対する支援策の一つとして、みまもりのわという事業があります。この取組の活動内容を伺います。

A・単なる見守りだけでなく、安心・安全な暮らしやすい村を目指す事業です。(保健福祉課長)

みまもりのわ事業は、認知症に関する取組を中心とした地域づくり活動の総称です。具体的には、次の取組をしています。

- ① 認知症に関するケア等のサポートのための専門家による相談会の実施
- ② 認知症に関する普及・啓発のための講演会や出前講座の実施
- ③ 認知症の人も健常な人も気軽に集まれる場、みまもりカフェの実施
- ④ いつでも相談を受け付ける「みまもりホットライン」の開設
- ⑤ 独居・高齢世帯の家族を村に招き、村の施策の紹介や、家族同士の交流を行う独居・高齢世帯の家族会の実施
- ⑥ 独居・高齢世帯のご本人を対象にした勉強会の実施

実施

- ⑦ 村内事業所等へのみまもりのわ協力隊の依頼
- ⑧ 集会所等に集まり、おしゃべりやレクリエーションを楽しむ地域交流会の開催
- ⑨ 村内事業所のサービスや村の社会資源を1冊にまとめた「くらしに役立つしおり」の発行
- ⑩ 独居・高齢世帯の方の緊急連絡先が分かる「わたしの連絡先」の作成
- ⑪ みまもりのわ訪問員による高齢者宅への訪問活動
- ⑫ 広報紙「みまもり通信ひだまり」の発行

この事業は、平成二十二年度に国のモデル事業を活用し、スタートしたものです。

特徴は、包括支援センター、保健係、診療所、社会福祉協議会からみまもりのわチームをつくり、事業の企画から実施を行っている点です。独居・高齢世帯の家族会とみまもりのわ訪問員の設置は、ほかの自治体にはない取組です。

みまもりのわ事業は「見守り」という言葉を使って

いますが、単なる見守りだけではなく、様々な活動を通じて住民全体の理解を深め、安心・安全な暮らしやすい村を目指している事業です。

Q・高齢者訪問について。

対象者について①六十五歳以上の独居が百六十二件、②七十五歳以上の高齢世帯が六十九件、③八十歳以上同居世帯が二百五件、計四百三十六件あると伺いましたが、訪問頻度はどのような決まりがあるのか伺います。

A・年間を通じて訪問をしています。(保健福祉課長)

みまもりのわ訪問員の活動は、村の高齢者が元気で暮らし、困り事はないか、そういったことを直接お訪ねして伺うもので、高齢者の方の変化をいち早く捉え、必要な医療や介護、福祉等につなげるという点で大きな効果があります。

この基準の対象となる方で訪問員が訪問できなかったり頻度が少ない世帯については、介護サ-

ビスを受けている方になります。また、同居されている方は八十歳以上としていますので、近所同士でも訪問員が来た、来ないといったことはあるかもしれません。また、訪問員は二名のため、同じ基準の方でも訪問の時期が異なることがあります。年間を通じて基準に該当している方へは必ず訪問しています。

昨年度、訪問した延べ件数は五百九十四件でした。今年度は四百六十九件訪問している状況です。訪問頻度は二週間に一回程度から年に一回まで、対象者の状態によって設定をしています。毎月訪問員と包括支援センターの職員とで協議し、訪問した結果から、その方の健康度や認知症の程度、家族や近所等との交流具合等を総合的に判断して決めています。また、訪問頻度は随時見直しをかけています。

Q・支援の展開について。

みまもりのわの強化を期待しますが、さらなる支援の展開はあるのか、伺います。

A・社会参加を促し、外出支援、生活支援をしながら、健康で豊かな暮らしをしていただける村を目指します。(村長)

今も活動していただいているシルバー人材センターの活動や作った野菜を販売するフレッシュ便事業といった、いわゆる社会参加を促していくことが今後目指す長寿の村の姿ではないかと考えます。高齢者が生活していく上での課題となる外出支援や生活支援を社会福祉協議会、みまもりのわ訪問員の活動をミックスしながらニーズを把握し、健康で豊かな暮らしをしていただける、そんな村を目指してやっています。みまもりのわ事業は、認知症対策とありましたが、それを拡大して健康な村づくりを進める、このように考えて基本的な施策を組み立てています。あらゆる機会を通じてスタッフを充実させ、ニーズに合ったみまもりのわ事業をやっていきたいと考えています。

一般質問（安江健二議員）



・新型コロナウイルスワクチン3回目接種関連質問

※この一般質問は、12月10日に答弁されたものです。

現在、村のワクチン接種の予定等は、変更されておりますので
ご留意いただきますようお願いいたします。

Q・村での三回目の接種の予定について。

A・二月より開始する予定としています。

（保健福祉課長）

国では、二回目接種完了から原則八か月以上経過した十八歳以上の方を対象に追加接種を行うことが決定されました。

村で最初に二回接種が終了した方は六月一日です。そのため令和四年二月一日以降にならないと三回目の接種は行えません。予定では年明けに接種券と予診票に加え、三回目を接種するか否かの意向調査を送付する計画です。

また、一月中旬以降には接種される方へ日時が入った案内文書を送付する計画です。その後、基本的には二回目接種終了順に案内する予定です。

なお、接種日につきましては、三月までに二回計画をしており、最初は二月十六日、次が三月十六日、いずれもはなのき会館で午前十時から一日実施をす

る計画です。

また、追加接種の期間は令和四年九月三十日までの予定です。

Q・交差接種と接種間隔の短縮について。

A・交差接種は安心して接種できるものと考えています。接種間隔の短縮は、予定しておりません。

（保健福祉課長）

初回接種と追加接種で異なるワクチンの使用いわゆる交差接種についてですが、効果、安全性を評価しているアメリカの研究によれば、交差接種と同種接種で差はなかったと報告がされています。

これまでの村の接種は、全てファイザー社のワクチンを使用しましたが、三回目の接種ではワクチンの配分上、武田モデルナ社のワクチンを使用する方もいますが、研究結果からも安心して接種ができるものと考えています。

追加接種までの間隔を短縮することについて、県の方針によれば、高齢者施設を含む医療機関等においてクラスターが発

生した場合等、特に必要と認められる場合には、事前に国と相談の上、六

か月以上経過した者に接種することができるとされています。村内ではこうした事象はありません

ので、国の今後の動向にもよりませんが、現時点では八か月以上経過した方を三回目の接種対象としています。

Q・五歳から十一歳のワクチン接種について。

A・国から示される方針に基づき適切に対処します。

（保健福祉課長）

現時点で十二歳以上の対象者の接種は科学的根拠に基づいて決められています。村の五歳から十一歳の人口は九月末現在で八十五人ですが、取扱いについては、今後国から示される方針に基づき適切に対処していく考えです。

Q・経口薬について。

厚生労働省は、アメリカ製薬企業メルク等が開発した経口薬を百六十万

A・年内実用化に向けた協議が進んでいます。

（保健福祉課長）

厚生労働省では、年内実用化を目指して調達に向けた協議が進められています。この経口薬「モルヌピラビル」は、ウイルスの侵入や増殖を防ぐ

効果があり、自宅での服用が可能であるため、医療機関の負担が軽減されると考えられています。

Q・ワクチン検査パッケージ制度について。

A・感染対策と日常生活の両立を図る制度です。

（保健福祉課長）

ワクチン検査パッケージの制度は、感染対策と日常生活の両立に向けてまん延防止等重点措置等においても感染リスクを低減し、飲食やイベント等の各分野における行動制限の緩和を可能とするための制度です。具体的には飲食店の事業者やイベントの主催者等が利用者のワクチン接種歴、または検査結果陰性のいずれかを確認することで、例えば飲食であれば人数制限なしといったことが

可能となります。

この制度の活用のためには飲食業者等は事前に県への登録が必要となります。対象となるのは第三者認証飲食店、これは新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカーの交付店舗です。

また、国では接種証明を電子化するサービスを開始予定としています。これはマイナンバーカードを使ってスマートフォンでワクチン接種証明書を入手できるものです。これにより紙の証明書と同様の内容がスマートフォン画面で確認可能となります。なお、登録店舗でワクチン接種歴の確認については、電子版接種証明だけではなく、接種の際にお渡しした接種済証、もしくは接種記録書の紙媒体で接種歴の確認が可能です。この接種歴の確認には免許証などの本人確認も必要となります。また、接種済証等を紛失された場合は保健福祉課で再発行ができますので、もし紛失されたケースがありましたらお申し出いただきたいと思います。

一般質問 (安保泰男議員)



・ 獣害対策について

Q・村独自の駆除に対する制度について。

野生動物による農作物への被害は、金銭的にも精神的にも大きな痛手を被ります。そして、個々での対策では十分な効果はなく、次第にやむなく耕作を諦めざるを得ない農地が出てきてしまっています。自力での駆除は鳥獣保護法などの各種の法律違反となりますが、これ以外に緩和か独自の規制の自治体が定める制度が村にあるのか、伺います。

A・制度はありません。(産業振興課長)

鳥獣の捕獲については、ほとんどの場合、法律に基づいて狩猟免許等の許可申請が必要です。

捕獲に関する法律として、①鳥獣保護法は、日本に生息している全ての鳥類と哺乳類に対して適用される法律です。②特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）。

もともと日本に生息しておらず、海外から入ってきた後に様々な問題を起こしているアライグマや

ヌートリアなどの外来種に対して適用される法律です。いずれの法律でも

鳥獣保護法の狩猟免許や捕獲の許可が必要になります。そのため、駆除や捕獲は狩猟免許所有者である猟友会員になりま

Q・保険制度及び集落地図の被害状況の見える化について。

被害について、稲作は

田んぼごとに保険がありますが、畑作や果実などには適用されていません。また、田畑果樹を含め被害の見える化の手段として、集落地図に落とし込んで状況把握ができないものか伺います。

A・畑作物共済では、大豆のみの該当です。鳥獣害の防除は、自己防衛が基本です。(産業振興課長)

畑作や果樹等の保険については、災害や獣害に対して農業共済制度があります。NOSAI岐阜（岐阜県農業共済組合）

が窓口ですが、畑作物共済は、大豆しか該当しておりません。

次に、被害の見える化地図については、毎年同じ水田畑で鳥獣害が起るわけではありません。もし毎年同じ箇所であれば、何らかの原因が誘発しているものと考えられます。まずはその原因を取り除くことが先決だと考えます。それでもなお被害に遭われるのであれば、地域住民の皆さんで現地の確認をし、鳥獣害ハザードマップのような図面を作成し、把握することも一つの手段ではあります。鳥獣害の防除については自己防衛が基本です。本村では猪鹿防護柵設置補助事業や野猪捕獲柵箱わな補助事業があります。

Q・緩衝帯を設置するための刈り払い作業の助成について。

野生動物が近づきにくい環境とするための生活圏との緩衝帯を設置するために農地に隣接したやぶなどの刈り払い作業に対しての助成などの支援

ができません。

A・鳥獣被害防止総合対策交付金による補助があります。(産業振興課長)

国の補助事業の中で鳥獣被害防止総合対策交付金というメニューがあります。支援内容は、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、雑木林の刈り払い、鳥獣の追い払いを行う場合、大規模緩衝帯1ヘクタール以上の整備を行う場合は、事業費の二分の一以内で上限四十八万円が補助されるというものです。今後、集落の要望に応じて県へ確認しながら進めたいと考えます。

Q・集落支援や雇用の仕組みについて。

村の集落支援機構の発案の一部にも稲作田んぼの平均畦畔率が三十%というのが課題に上がっている中、こういったことに対する助成とともに、年間を通しての雇用につながる刈り取りの体制の設立や地元住民のアルバイト的雇用もできないか伺います。

A・令和五年度から集落支援機構の実施を計画し

ています。

(産業振興課長)

今年度のゼロ予算事業である農業の問題や集落の問題について構想を練り、議会全員協議会の中で集落支援機構の草案を説明いたしました。その中の障壁の一つに、畦畔率の高さから水稻栽培と草刈り等畦畔管理が課題であることも上げています。また、刈り取り体制の設立や草刈り隊などを募集するなど一つの手段と考えています。

今後、この集落支援機構をどのように実行に移すか来年度設計し、令和五年度から実施していきたいと考えています。全村一斉に行うことは不可能かと思しますので、まずモデル地区を選定し、村内全域の取組の方向性を導きたいと考えております。草刈り体制の設計にも様々な課題があり、よりよい制度設計をしていきたいと考えています。

一般質問（桂川一喜議員）



・東白川村のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進状況について

Q・地域デジタル社会推進費について。

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が示されました。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であるとされていきます。地域社会のデジタル化を集中的に推進するための経費として、令和三年度及び令和四年度に限り地方財政計画に新たに地域デジタル社会推進費を計上することとなっております。地方交付税の算定においても新たな費目として地域デジタル社会推進費を創設するとなっております。

この地域デジタル社会推進費は、村とどう関係してくるのか伺います。

A・普通交付税に新たな項目として追加されました。村では、国の定める重点事項については既に取り組んでいます。

（地域振興課長）

地域デジタル社会推進費は、今年度の普通交付税に新たな算定項目として追加され、村へは基礎算定額として四千八百七十四万円が算入されます。県では岐阜県デジタルトランスフォーメーション推進計画の策定が始まり、令和四年三月下旬には推進計画が策定される予定です。基本理念として「誰一人取り残されないデジタル社会である岐阜県」という目標です。年齢、地域等の状況によらず、県民がその恩恵を享受できる安全・安心なデジタル社会である岐阜県を目指す計画となっております。

村ではデジタルトランスフォーメーション推進計画の策定について現在検討中です。しかし、国の定める重点事項であるマイナンバーカードの普及促進、自治体の行政手

続のオンライン化、セキュリティ対策の徹底や行政手続における押印見直し等、現在必要な事業は既に鋭意取り組んでいます。

大きな課題として、地方自治体の基幹業務行政システムについては、令和七年度までにデジタル庁が調達するガバメントクラウドを活用した標準準拠システムを導入し、本村も稼働できる体制の整備が必要となります。

その他、岐阜県と共同調達したAIチャットボットの活用や住民からオンライン申請やアンケート調査などに使えるLoGoフォーム、庁舎内では情報共有の連絡通信に使えるLoGoチャットといったアプリを活用した業務の検証や庁内での勉強会を行っています。

Q・人材育成について。

デジタル社会の形成に必要な項目の一つとして人材の育成が掲げられ、村でも重要な要因ではないかと考えています。人材の育成状況、育成のための計画などありません。

たら伺います。

A・今年度から担当を情報通信係内に設置しました。

（地域振興課長）

庁内の組織体制として、今年度からデジタルトランスフォーメーション担当を情報通信係内に設置をしました。また、専門的な人的支援については国の制度を活用、IT専門の事業者への業務委託やアドバイザーの受入れ等も可能なため検討したいと考えています。また、今後職員に期待されることとして業務プロセスの抜本的な改善、多様なサービスの提供、デジタル環境の整備による住民目線における利用価値の向上を考えることができる人材が必要になってくると考えます。

Q・村の取り組みについて。

A・様々な分野においてデジタル化対応することが予想されます。

（村長）

村が担う行政サービスにおいてデジタル技術やデータを活用して、いかに村民の利便性を向上させることができるか、またデジタル技術等やAI

等の活用による業務効率化が必要でこまで来るとそれに長けた人材が必要になっており、その中で、医療、あるいは福祉・介護といった分野の改革も必要です。デジタル化対応に向けた交通網の整備といった多くのサービスも重点施策になってくるのが予想されます。また、情報発信の分野でも、改善の余地があると思っています。重要施策として取り組む移住・定住分野や将来働く機会となるテレワーク、サテライトオフィスへのデジタルトランスフォーメーションの活用、これについて研究を始めたリ、コンサルタントを入れて職員が制度を組み立てようとしておりますので、期待をいただきたいと思います。

新たな日常の原動力としていかにデジタルを上手に活用していくか、これは小さな地方自治体においても重要な課題という認識を引き続き持っていきたいと思っております。

議会のあしあと

・森林づくりフォーラム

— 東白川村の100年先の森林づくりを考える —

森林づくりフォーラムへ議員派遣を行いました

十一月二十七日、はなのき会館の大ホールにて「東白川村 森林づくりフォーラム」が開催されました。

「東白川村の100年先の森林づくりを考える」というテーマで開催されたこのフォーラムは、大きく三つに分けて構成されていました。

始めに東白川村と森林との関わりについて、村長から挨拶があり、続いて産業振興課長によって東白川村での森林経営管理・森林環境譲与税の取り組み報告と共に「東白川村100年先の森林づくり構想」の策定報告が行われました。

続いて、山田健（サントリーホールディングス株式会社）氏による活動発表『「水を育む森づくり」サントリー天然水の森『ぎふ東白川』』、浜田久美子（作家伊那市ミドリナ委員）氏による基調講演「多様な森で木



材も環境もく近自然森づくり」、水谷伸吉（一般社団法人 more trees 事務局長）氏による話題提供「more trees の『多様性のある森づくり』」が講演・発表されました。最後は、「これからの東白川村にあった多様な森林づくりとは」と題したパネルディスカッションが行われました。コーディネーターとして田口房国（株式会社山共代表取締役）氏を迎え、山田健氏、浜田久美子氏、水谷伸吉氏に、田口幸生（岐阜県地域森林監理士）氏を加えた四名のパ

ネリストによるディスカッションとなりました。

今回の森林づくりフォーラムの開催には森林環境譲与税が活用されています。国から譲与されるこの税は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとなっています。令和元年から譲与が始まっているわけですが、税の主旨に沿って有効に活用していただけるよう議会においてもしっかりと見守っていきます。

令和六年からは財源となる森林環境税の課税も始まります。全国から集められる環境税ですが、森林面積の割合が大きい東白川村では譲与税としての活用を通して改めて日本における役割をアピールしていただける大切な制度であるとも言えます。

譲与税の使途については下記のQRコードからご覧ください。



コロナに怯えながらの二回目の年を越し、第五波が終息したかと思えば、あつという間に第六波がきてしまいました。

この第六波はデルタ株よりオミクロン株といわれる感染力が強いウイルスが猛威を奮っています。

二月に入り、村では急に感染者が増えてきてしまいました。

特に子供の感染者が増え、子供と接する親御さん達も感染。

気を付けていたのに、なぜ？

そう語る親御さんがいます。

今は自分自身でしっかりとできることをする。マスク、

消毒、三密を避けるのはもちろん、不要不急の

外出は控える。

自分が感染してしまえば

議員のひとこと

大切な人も感染してしまいます。

大切な人を守るためにも感染予防対策を徹底していきましょう。

予防と共に健康な身体作りも必要です。

適度な運動はもちろん、栄養のある物を食べ、コロナに負けない免疫力をつけましょう。

近い将来、コロナ症状で診療所にかかり、お医者さんから「コロナですね、お薬出しときます！一と簡単に言ってもらえる時がきますように。コロナに怯えずコロナを過剰意識せず暮らせる日常に、早く戻ることを願っています。

文責 今井美和